

生徒指導規程 I (改定) 令和7年4月1日

生徒心得

学校生活について

1 通学

- (1) 通学時は本校所定の服装とし交通安全を心がける。
- (2) 通学は原則、公共交通機関、自転車、徒歩とする。自転車通学は許可制である。

2 校内生活

- (1) 放課後までは許可なく外出しない。
- (2) 生徒間での金銭の貸借、物品の販売、集金はしない。また、不必要な現金は所持しない。
- (3) スマートフォン・タブレットなどの使用は学習活動に限り認める。また、教科担当教員指導の下、授業中の使用を認める。
- (4) 学校施設の使用は管理担当職員の許可をうける。
- (5) 政治活動及び選挙活動は禁止する。
- (6) 生徒手帳と身分証明書は常に携帯する。
- (7) 完全下校時刻は 17:00。部活動生徒は 19:00。

3 出欠席に関する事項

- (1) 病気、忌引などで欠席するときは、保護者が所定の方法で連絡し、出校した際に速やかに届けを提出する。
- (2) 遅刻したときは、遅刻カードを記入し、HR 担任などの印鑑をもらい入室する。
- (3) 早退・欠課（保健室など）をするときは、HR 担任などに許可を得る。
- (4) 公欠するときは、担当職員（顧問）を通じて許可願いを提出する。また、HR 担任にも連絡する

4 校外生活

- (1) 千葉県条例で 23 時から翌日 4 時までの外出は禁止されている。

5 その他

- (1) いかなるときも暴力を用いてはならない。その他の違法行為は絶対にしない。生徒の問題行動や違法行為は特別指導、若しくは懲戒処分の対象となる。
- (2) 怪我・病気などにより異装をするときは、HR 担任に「異装願」を提出し許可を得る。
- (3) 休日には無断で学校敷地内に立ち入らない。休日に登校するときは、許可を得て所定の服装で登校する。

自転車通学全般について

1 自転車通学について

- (1) 「自転車通学許可願」を提出し許可を受け、交付されるステッカーを自転車後輪の泥よけ部分の見えやすいところに貼付する。
- (2) 自転車の変更、ステッカー紛失などのときは、直ちに「自転車通学許可願」を提出し許可を受ける。

2 駐輪場について

- (1) 校内所定の場所に駐輪し施錠する。
- (2) 我孫子駅・学校間で自転車通学をするときは、駅周辺の学校指定駐輪場を利用する。(有料登録制)

3 自転車安全点検整備について

- (1) 各自の責任において自転車整備、安全点検を定期的に行い、学校が実施する自転車安全点検を受ける。

4 通学路について

- (1) 登下校時とも学校指定の通学路（教室掲示地図参照）を利用し、それ以外の道路は通行しない。

5 自転車走行上の留意点

- (1) 交通法規と交通ルールを遵守し、事故に遭わないように気を付ける。また、近隣住民の迷惑にならない。
- (2) 事故に遭ったときは、過失の有無、けがの程度にかかわらず、速やかに 110 番通報する。また、お互いの住所・氏名・連絡方法などを確認する。
- (3) 千葉県条例で自転車保険（個人賠償責任保険など）の加入は義務、道路交通法でヘルメット着用が努力義務となっている。

制定の背景

本校では、自転車通学が約 75%、列車・バス通学が約 25%である。このことにより、地域住民と関わりを持つ機会が多く、自転車乗車マナーなどに対して地域住民からの苦情は少なくない。生徒個々の交通安全意識の向上が必要である。自他の生命尊重という理念の下、交通社会の一員としての責任を自覚し、他の人々や地域の安全にも貢献できる人間を育成し、また、人優先の交通安全思想の下、高齢者などの交通弱者に関する知識や思いやりの心を育み、交通事故を起こさない意識を育てるという観点から制定した。

整容について

1 制服について

(1) I型：学生服（濃紺の詰襟・ズボン）

ア 冬季は、白無地のワイシャツに所定の学生服を着用し、所定のボタンとバッジ（右襟）をつける。

所定のセーター・ベストの着用は自由とする。

イ 夏季は、白無地のワイシャツまたは開襟シャツに所定のズボンを着用する。

所定のセーター・ベストの着用は自由とする。

(2) II型：ブレザー制服（濃紺のブレザー・スカート・ズボン）

ア 冬季は、白無地のワイシャツに所定のブレザー制服を着用し、所定のリボン・ネクタイをつける。

所定のセーター・ベストの着用は自由とする。

イ 夏季は、白無地のワイシャツまたは開襟シャツに所定のスカートまたはズボンを着用する。

所定のセーター・ベスト、リボン・ネクタイの着用は自由とする。

2 頭髪などについて

清潔感のある髪型とする。また装飾品や化粧などはしない。

3 防寒着（コート類）について

華美でないものとし、詰襟・ブレザーの上に着用する。

4 上履きは本校所定のものとする。

5 夏服・冬服の期間について

夏服期間：6月1日～9月30日

冬服期間：10月1日～5月31日

夏服移行期間：夏服期間の前後1ヶ月（5月、10月）は夏服を着用してもよい。夏服期間中で寒い場合は、本校所定のベスト及びセーターを着用するか、冬服を着用し各自調節する。

制定の背景

I型（学生服）、II型（ブレザー制服）ともに色は上下濃紺である。性別に関係なく選択できる。制服は学校のシンボルであり、制服着用で得られる安全の他、その役割は多面にわたり多数存在する。したがって、その役割を有効的に実現するために、千葉県公立学校としての自覚を念頭に規定を設けた。また、生徒自らが内面的に自覚し、制服規定を順守する意識を育てるために、頭髪の長さ、冬季着用のコート類、靴下の色などの指定はない。

アルバイトについて

1 長期休業中のアルバイトは、必ず保護者連名で「アルバイト許可願」を学級担任に提出する。

長期休業中以外（平常時）のアルバイトは、家庭の事情・経済的理由などにより許可する場合がある。アルバイト許可に関しては、以下の要件を満たすものとする。

(1) 欠点科目がない。

(2) 保護者の同意がある。

(3) 就業時間は21:00終了を目安とし、帰宅時間が夜22:00を過ぎない。

制定の背景

日本の社会の雇用体系から、高校生のアルバイトは社会のニーズとなっている。また、学校から職業への移行が急激であることから若年労働者の職業能力が円滑に形成されない面なども考慮し、学校教育の段階から学習と労働を組み合わせるということも必要と考えた。しかしながら、あくまでも生徒であり、学業が本分である以上、学業に支障をきたさないように必要最小限の規定を設けた。

普通自動車などの運転免許の取得について

- 1 普通自動車、自動二輪車、原動付き自転車などの免許の取得は届出制とし、免許取得後速やかに所定の「運転免許取得届」を学級担任に提出する。
- 2 免許を取得（取得予定を含む。）した生徒は、年1回、千葉県教育委員会が主催する交通安全教室に参加する。交通安全教室は、学区毎に実施場所を指定し実施する。
- 3 運転免許を取得し、「運転免許取得届」を提出した後も、取得免許を有する車両を、通学（特別活動での移動を含む。）に使用することはできない。また、他者の車両も利用できない。

制定の背景

交通安全における理念は、「自転車通学全般について」の制定の背景と同様であるが、運転免許取得に関しては千葉県教育委員会の「運転免許取得に関する通知」に則り、普通自動車、自動二輪車、原動付自転車の免許取得において生徒の自主性を重んじ、生徒自らが交通安全意識の高揚を促すことを期して届け出制にした。ただし、本校の立地条件、電車・バス・自転車利用などの通学手段を考慮したところから、取得免許での車両は通学（特別活動での移動を含む。）に使用できないこととした。また、免許取得にかかる費用だけではなく費やされる時間が、本校の学校教育方針に掲げている文武両道を全うすることの妨げとならないように、学習と部活動に専念することを念頭に置き規定した。

定期考査前の部活動特別練習について

考査最終日から2週間以内に開催される大会（高体連主催など）に出場する場合は、考査1週間前より考査最終日前日まで、特別練習許可を得て1時間程度の活動をすることができる。

校則の策定及び見直しの際の手続きについて

- 1 学校が策定、見直しをする場合
 - (1) 見直し事項について
 - ア 生徒指導部会→校則検討委員会→運営員会→職員会議
- 2 生徒の要望から策定、見直しをする場合
 - (1) 校則変更の申し出からの流れ
 - ア 校則変更願→生徒会本部→代議会→生徒指導部会→校則検討委員会→運営員会→職員会議
 - (2) 特定の書式に記入し生徒会顧問もしくは生徒会本部役員に提出する。
 - ア 記入事項は ①変更したい校則 ②変更したい理由・根拠 ③賛同する者の署名。署名の人数は在籍生徒の1/3以上とする。職員も署名することができる。
- 3 校則検討委員会について
 - ア 構成は校長、生徒指導部長、生徒会主任、生徒会本部(会長、副会長)、代議員（各学年1名）、校則変更願を提出した代表生徒の計10名。内容に応じて変更する校則に関係する分掌主任も参加し、その場合は11名で構成される。
 - イ 司会は生徒会本部が担当し、代議会や生徒指導部会で出た意見を聞き、変更の可否や条件を検討する。現行の校則の意図や問題点について深く考え、建設的な話し合いとすること。また、委員会は常置とはせず、校則変更願が生徒会に提出されてから発足し、開かれるものとする。
- 4 その他
 - 議事録は生徒会で作成し、検討が終了した時点で生徒へ周知する。